

カラーデジタル複合機賃貸借及び保守業務契約書

那覇市(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)
とは、カラーデジタル複合機の賃貸借及び保守業務について、次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が甲にカラーデジタル複合機(以下「機器」という。)を賃貸し、及び機器が常時正常な状態で稼動するよう第11条及び第12条に規定する業務(以下「保守業務」という。)を行い、もって甲の使用に供することを目的とする。

(契約期間)

第2条 この契約の有効期間は、令和7年10月1日から令和12年9月30日までとする。

(契約物件及び設置場所)

第3条 契約物件及び設置場所は、別表1のとおりとする。

(賃貸借料金)

第4条 甲が乙に支払う賃貸借料金は、別表2のとおりとする。

(保守料金)

第5条 甲が乙に支払う保守料金は、別表3の保守料金表により計算した額とする。

(契約保証金)

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第30条第3号又は第12号に基づき免除する。

(検査)

第7条 乙は、毎月その前月分の賃貸及び保守業務に関し、報告書を甲の指定する場所に提出し、甲の指定する職員による検査を受けるものとする。

2 乙は、前項の検査に合格したときをもって、当該月分の機器の保守業務を完了するものとする。

3 乙は、第1項の検査の結果、不合格のものについては、甲の指示に従い、遅滞なく修正を行い、再検査を受け、該当月分の機器の保守業務を完了させなければならない。

4 前項の場合において生じる一切の費用は、乙の負担とする。

(賃貸借料金及び保守料金の請求)

第 8 条 乙は、毎月末に賃貸借料金及び保守料金を算出し、その総額に法令所定の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を甲に請求するものとする。この場合において、1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 契約の開始時又は終了時において、機器の使用期間が 1 か月に満たないときは、使用した日数に応じて日割りで賃貸借料金を算出するものとする。

(賃貸借料金及び保守料金の支払)

第 9 条 甲は、乙から前条第 1 項本文の規定による請求を受けたときは、その請求を受理した日から起算して 30 日以内に当該請求に係る金額を乙に支払うものとする。

2 甲は、自己の責に記すべき理由により前項の規定による支払を遅延したときは、乙に対し、当該支払の期日の翌日から支払の日まで、その請求額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合で算出した遅延利息を加算して支払わなければならない。

(履行不能)

第 10 条 乙は、自己の責に帰すべからざる理由により業務を履行できないときは、その理由を速やかに甲に対し通知しなければならない。

(機器の点検及び整備並びに障害、故障等への対応)

第 11 条 乙は、甲が機器を常時正常な状態で使用できるよう、毎月、乙の職員又は乙の指定する者(以下「技術員」という。)を派遣して機器の点検及び整備を行うものとする。

2 機器に障害、故障等が発生したときは、乙は、甲の通報等により速やかに技術員を派遣し、修理等により当該機器を正常な状態に回復させなければならない。ただし、緊急時においては、双方協議の上、可能な範囲内での対応を検討することとする。

3 前項本文に規定する障害、故障等への対応を行う時間は、原則として平日午前 8 時半から午後 5 時までとする。

4 機器の修理等に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(部品及び消耗品の供給等)

第 12 条 乙は、機器に必要な部品を交換する必要があるとき、又はトナー、ステープルその他の消耗品(用紙を除く。)を補充する必要があるときは、技術員の点検又は甲の請求に基づき、乙の負担でこれを取り替え、又は補充するものとする。

2 前項の規定による取替えにより不要となった部品又は消耗品は、乙の責任において回収し、迅速かつ適法に処理しなければならない。

(設置場所の変更)

第 13 条 甲は、機器の設置場所を変更するときは、あらかじめ乙に通知し、乙の承認

を得なければならない。この場合において、機器の移動は、乙が行うものとする。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、機器の管理及び保守業務の実施に伴い知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(特約条項)

第 15 条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条の長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があったときは、甲は、この契約を変更又は解除することができる。この場合において、甲は、損害賠償の責めを負わない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約に違反したときは、文書をもって通告し、直ちにこの契約を解除することができる。

- 2 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号の暴力団をいう。）、暴力団員（同条第 6 号の暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。
- 3 甲又は乙は、天災その他のやむを得ない事由により、この契約を履行することができなくなったときは、この契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第 17 条 納入された機器が、規格、性能、機能等に関し契約の内容に適合しないものであるときは、乙は、特別の定めがない限り、この契約の有効期間中、修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完又はこれに代えて、若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

- 2 第 1 項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて賃借料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに賃借料の減額を請求することができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしな

いでその時期を経過したとき。

- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲がこの項の規定による催告をしても履行の迫完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(機器及び消耗品の返還)

第18条 第2条の契約の有効期間が満了し、又は第15条若しくは第16条の規定による契約の解除があったときは、甲は、機器及び消耗品を乙に速やかに返還しなければならない。

- 2 前項の規定による返還に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(合意管轄裁判所)

第19条 この契約に係る紛争については、沖縄県那覇市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第20条 この契約に疑義が生じたとき、又は定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙